

## イギリス教育における視学官 (HMI) に関する先行研究と史料の検討

九州産業大学 高妻 紳二郎

### はじめに

一般、世界各国において教育改革が進行している。そのプロセスのなかで各国共通にこれまで伝統的に蓄積してきた教育上の価値観の捉えなおしと新たなパラダイムへの転換が試みられている。このような改革の潮流はイギリスにおいても同様であり、国家レベルでの行政サービス部門を、これまで以上に分権化・分散化した単位の活動にすべく調整する、いわゆるニュー・パブリック・マネジメントの手法が導入されるなど、市場分野であるか否かにかかわらず市場原理が導入され、結果（成果）が極めて重視される傾向があることは看過できない。こうした政策動向は、イギリス教育行政の運営にも大きな影響を及ぼしている。

周知のように、戦後イギリス教育行政の骨格は1944年法によって形成・維持され、1988年教育改革法によって抜本的な変質を遂げた。本稿で取り上げるイギリス特有の視学制度<sup>1</sup>も同様に大きな転換を経験した。現行制度は基本的に1992年に創設された教育水準局（Office for Standards in Education : OFSTED）の主導の下で、それまでの勅任視学官（Her Majesty's Inspector : HMI）の仕組みをいったん解体し、それまで懸案とされてきたHMIの数的削減を実現したほか、新たに登録視学官（registered inspectors）の制度を導入して私的な契約に基づく学校査察を基本としている。<sup>2</sup>このような外部セクターによる評価制度が、一部に批判はみられるもののイギリスにおいておおむね受け入れられている背景には、160年余の歴史と伝統を持つHMI制度の歴史的な影響や意義があることは容易に首肯できることであろう。もっともこの160年余の間にHMI制度は教育政策の在り方にかかわって幾たびかの改革を経験し、時代によっては政争の具となり、教育行政の専門家支配へ重要な役割を果たしてきた。また、教師との個人的接触を保持しつつ、HMI自身の教育観や具体的かつ実践的な教育方法の伝播に関して大きな影響を及ぼしてきた。これは個人的識見に基づく個別的な活動に高度な独立性が保障されてきており、職務遂行にあたっては、相当の威厳や名誉も認められてきたという歴史的な背景が存在していることによる。

本稿ではこうした今日的動向や歴史的背景を踏まえて、わが国ではいまだ本格的検討が加えられていないイギリス教育における視学制度の特質を明らかにする一助として、筆者が収集してきたイギリス国内の先行研究のいくつかを整理するとともに、これまで紹介、引用されることが皆無あるいは少なかったHMI自身の手による諸記録の概要把握を試みてみたい。

## I 主要な先行研究

イギリス特有の制度的保障として整備されてきた視学制度に関する歴史的研究は、同国内において一定程度蓄積されている。イギリス教育経営・行政・史学会などの学会誌や各種雑誌に記載されている諸論考は紙幅の都合で割愛し、ここでは単行本として刊行されている主なもの数点を取り上げたい。

- ① Boothroyd H E., *A History of the Inspectorate — Being a Short Account of the Origin and Development of the Inspecting Service of the Board of Education —*, privately printed for Inspector's Association, 1923
- ② Edmonds E L., *The School Inspector*, London, Routledge & Keganpaul, 1962
- ③ Ball N., *Her Majesty's Inspectorate 1839—1849*, University of Birmingham Institute of Education, 1963
- ④ Blakie J., *Inspecting and the Inspectorate*, Routledge & Keganpaul, 1970
- ⑤ Rhodes G., *Inspectorates in British Government — Law Enforcement and Standards of Efficiency —*, George Allen & Unwin, 1981
- ⑥ Lawton D., & Gordon P., *HMI*, Routledge & Keganpaul, 1987

①は当時の文部省 (Ministry of Education) に置かれた視学委員会 (the Committee of Board of Education Inspector's Association) のメンバーであり、かつHMIとして活動経験を持つ著者の永年にわたる調査研究の成果である。同書はイギリス国内におけるHMI研究の先駆であり<sup>3</sup>、3部9章から成る。第1部「基礎教育」では初期HMI制度の導入の経緯や変遷に関して焦点化された論が展開され、1800—60年、1860—70年、1870—90年の3期に分類し、枢密院教育委員会の設置や有名な宗教協約の締結、1870年基礎教育法の制定、そして出来高払い制度 (payment by results) 体制下におけるHMIの活動の実態などについての概要を知ることができる。第2部は「高等教育」そして第3部に続き、初等教育視学職、中等教育視学職、女性視学職、技術・芸術・音楽担当の視学職などの領域別の実態が描かれている。また、従来まで言及されることが少なかったウェールズの視学制度についても1章を割いている。(全117頁)

②はイギリス教育史において視学制度が果たした役割を考察するためには不可欠な文献のひとつである。同書では、著者がそれまでに教育史学会等で発表してきた諸論考をベースにして、視学制度成立にいたるまでの背景および初期のHMIの役割を克明に論述するとともに、教育行政組織上、視学組織が不可欠なものとして位置づけ、戦後まもない時期にいたるまでの歴史の変遷が全14章にわたって論証されている。また、HMI制度のみならず学務委員会 (school board)、および地方教育当局 (Local Education Authority : LEA) が設置した地方視学にも焦点を当て、HMIとは異なる役割を果たしてきたことが指摘されており、同書の特色のひとつになっている。そして、LEAにおかれる視学が、文字通り「助言機能 (advisory service)」に従事し、その機能が近年においてとりわけクローズアップされるにいたった経緯を詳述している。(全202頁)

③はタイトルが示すとおり、1839年から1849年にわたるHMI制度成立初期の実態について分析を試みた文献である。著者はHMIをイギリス教育の「革新者 (innovators)」として位置づけ、枢密

院教育委員会主導の下で彼らが果たした役割やランズダウン卿やラッセル、ケイ・シャトルワースの意図等について、HMI組織とHMI自身の個人的活動をもとに詳細に実証している。そしてイギリスにおいてHMIが次第に重要な制度的柱として機能するにいたった経緯を詳述している。なお、同書巻末にはその期間に任命されたHMI25名の履歴が明らかにされており、在任期間をはじめどういった階層から任命され、どういった前歴を有しているのかを知ることができ、当時の状況をうかがい知ることができる。(全263頁)

④は自身がHMIであった経験を生かし、戦後の視学制度の役割や機能を、教育科学省 (Department of Education and Science : 当時) とHMIとの関係、そしてLEAとの関係をテーマに明らかにしたものである。同書もHMI制度が発足した1839年以来の歴史をスケッチしており、1862年のいわゆる出来高払い制度下におけるHMIと教師の関係状況について整理している。同制度の戦前の発達を1839-62年、1862-98年、1898年から1944年の3期に区分し、HMIの役割機能の変遷について有益な情報を得ることができる。(全101頁)

⑤はイギリス国内における法制上の視学職 (enforcement inspectorates) 34種、効率向上を意図した視学職 (efficiency inspectorates) 6種それぞれの起源や任命主体等についてまとめた概説書である。ちなみに前者には工場、鉄道、河川、消費者保護、エネルギー資源等を担当する視学職が含まれ、教育担当は後者に含まれる。査察 (inspection) はイギリスにおいては政府による統制や政策浸透の上でもっとも古い制度形態であるにもかかわらず、長らく本格的な研究対象とはなっていないことに鑑み、同書では上記各種の視学職のうち、貿易、工場、学校、汚染の4領域を取り上げ、その起源に触れつつ意義や目的、さらには課題を含んだ今後の見通しを詳述している。いずれも国民から高い支持を受け、必要な活動に従事しているという積極的な意義付けを行っている。(全281頁)

⑥は主としてHMIの諸活動と教育政策の関連性に焦点を当てつつ、創設以来の機能の変遷について分析を加えたものである。同書ではHMIを官僚制に根ざした行政官 (bureaucratic administrators) としてではなく、専門的教育者 (professional educationalists) として位置づけ、とりわけ1983年の有名なレイナー報告を取り上げ、彼らが享受する独立性が強化された端緒となったことを明らかにしている。また、同書には1839年から1986年までのHMI制度に関する年表が記載されており、変遷の概要を知るのに役立つ。なお同書は、平成2、3年度科学研究費報告書、『イギリス中等教育カリキュラム改革研究参考文献資料集 (I) (II)』、茨城大学教育学部、に訳出されている。<sup>5</sup>

この他、イギリス視学制度に関する最近の労作として次の文献があげられる。

⑦ Dunford J E., *Her Majesty's Inspectorate of Schools since 1944 - Standard Bearers or Turbulent Priests?* - , Woburn Press, 1998, (255pp)

同書は、ダンフォードが1992年1月にダーラム大学へ提出した学位論文、*The Modern Inspectorate : A Study of Her Majesty's Inspectorate of Schools in England and Wales since 1944* に加筆修正のうえ、出版されたものである。学位請求論文とその出版本の内容構成はほぼ同じである。ここでは全10章から成る同書の構成と概要とをみてみよう。

第1章 創設以来の100年：1839-1939

第2章 第2次世界大戦

- 第3章 1944年以降の視学職の構造と役割
- 第4章 視学職の見直し
- 第5章 HMIの回転軸 (rim) : 学校とカレッジの査察
- 第6章 HMI強化基盤 (spokes) : LEAとの関係
- 第7章 中核 (hub) に位置するHMI : 政府との協同体制
- 第8章 継続・高等教育の査察
- 第9章 1990年代に向けて : 政治課題としての査察
- 第10章 結論 : HMI, Ofstedと査察の将来

第1章では1839年の視学制度創設から1939年までの100年間にわたる変遷の概要把握が試みられている。第2章では第2次世界大戦期(1839-44)におけるHMIの諸活動について1943年のノーウッド報告の内容<sup>6</sup>をもとに考察し、以降の流れを領域ごとに記している。第3章、第4章ではレイナー報告<sup>7</sup>に沿ってHMIの役割の定義付けを行っている。この指摘は今日のHMIの在り方も密接に関わっており、いわば現HMIの起点とも位置づけられることから、ここで確認しておきたい。すなわち、HMIの役割とは「教育システム全般を通して教育水準とその傾向を評価する (assess) することにある。それに独立性が保障された専門的な判断に基づいて政府に助言を提供する。また、教育実践の成功例を可能な限り普遍化し教育水準の維持向上に貢献することにある。ここでは学校の留意すべき弱点 (weakness) を指摘するとともに教師や校長、学校理事者、LEAを含み、適正な機能に対する直接の責任を追うことが求められる。」(p.31) また、1945年には364名のHMIが1991年には403名に増員され、主席主任視学官 (senior chief inspector : SCI) 職に教育歴を持たない行政トップが就くという事実を指摘している。<sup>8</sup>

第5・6・7章は学校査察が持つ重要な相互関係のうち、学校、LEA、政府3者との関連構造が論述されている。第5章では、HMI制度初期にはいわゆるケイ・シャトルワースの訓令でHMIの権限について詳細な規定が定められHMIと教師との関係は良好なものであったが、1862年に導入された出来高払いの制度によってその関係が一変したことについて次のように述べている。まず、HMIであったモレルの「以前われわれHMIは主に教育の過程 (process) について精査する (examine) 役割を負っていたが、いまや結果 (results) を試験する (test) 任務に従事している。」という発言を引用しながらも、実は同体制下では政府からの指示がほとんどなされておらず、HMIごとに査察方法がきわめて多様化していたという事実を指摘している。また、学校へ付与される補助金や教師の給与も、児童生徒の成績しだいであったことから、必然的にHMIと教師の関係が変容せざるを得なかったことは認めつつも、こうした傾向が普遍化していたとはいえないことを論証している。また、1895年の同制度終焉後、HMIによる学校訪問が予告なしの (without notice) のものとなり、査察手法がそれまで以上にHMIの裁量にゆだねられることが多くなるとともに、1902年にLEAが設置された後、今日にもつながる集中査察 (full inspection) がみられるようになったことが明らかにされ、査察システムの変容過程をコンパクトに知ることができる。<sup>9</sup> 第6章では、HMIとLEAとの関係を1911年のいわゆるホームズ・モラント・サーキュラー<sup>10</sup>に起点を求め、LEAに置かれる指導主事 (adviser) がイギリス教育の脱中央集権化 (decentralization) へ果たした役割が大きかったことに触れつつ、教育長 (chief education officer : CEO) との関わりについて論述している。戦後の展開のなかで著者

が強調しているのは、HMIとCEOの人格や個人的な関係により地方毎に学校査察の状況が多様化していたという事実である。この点を実証するために著者はCEOとのインタビューを踏まえ、公的な報告書にはあらわれないHMIとCEOの間で交わされた会話 (grapevine) に着目している。両者の関係が良好であればX地区での出来事がY地区では翌日に伝えられ、ひいては教育政策の正確な浸透に寄与できることを明らかにしている。こうした個人的情報が極めて有益であることはわが国の指導主事と教師の関係にも相当する。そして第7章ではHMIと政府との関係について、とくに政策形成の側面から考察を加えている。1974年を境にしてHMIが影響力を行使できる課題、すなわち教育課程が政策上の重要課題として浮上してきたことを受け、HMIが政策決定に果たす役割が強まってきたことを例証する。ここでは総合制中等学校の普及と教育水準の向上を意図して、とくに初等教育段階における教育方法の改善が教育政策の文脈上重要視されてきたことに由来するものと捉えられている。そしてHMIの影響力の強化は当時の主席HMIであったブラウン (Shelia Browne) のリーダーシップによるところが大きく、通常の学校査察とあわせて学力試験の実施にも携わるようになった経緯が記されている。そして有名なキャラハン演説につながっていくというように論が展開される。著者はこのブラウンとのインタビューで「教育政策担当の行政官がHMIの助言に対して何らかの干渉を試みれば、HMIは『私は私の、貴殿は貴殿の仕事をする』という信念を持ち、政党の政治的論争からはなれた立場で対処することを予定しているし、教育局 (DES, 当時) が抱える政治的課題が多岐にわたり、各々についてHMIの助言を求めていることからHMIの独立性 (independence) が保障されにくくなる」ことが危惧され、「そのことによってHMIが設定する学校査察の目標 (target) の適切な設定と修正がおびやかされる」(pp.170-171) ことを指摘している。つまり、伝統的なHMIの職務が政争の具となることなく創設初期の目的に添うような活動が期待されることをHMI自身が認識しているということを例証しているのである。これらの指摘は今日のOFSTEDが主導する学校査察の在り方に一定の方向性を示すものであろう。

なお、LEAにおかれる指導主事とHMIの重要な相違点として、指導主事が上記のCEOの監督下にあるのに対して、HMIは行政組織の中で専門的独立性を享受している点をあげている。この点に関してはなお実証的研究がまたれるし、本書では今日の新しい学校査察システムへいかなる影響を及ぼしたかについての論及は詳細にはみられない。第8・9・10章ではそれぞれ高等教育機関とHMIとの関係、1990年代に向けての課題について公的文書等諸資料をもとに考察を加えている。OFSTED創設 (1992年) 当初298名を数えたHMIが1996年には200名に減員され、目標数の175名に近づいているなか<sup>11</sup>、本書で明らかにされたこれまでの専門的独立性がいかに保障されていくか、そして一応の査察サイクルを終えた今日において、今後いかなる課題が立ち現れ、HMIがいかに対処するか継続的に留意する必要があるだろう。

## II HMIによる記録

冒頭で述べたように、イギリス視学制度に関する資料には公的文書のみならず、HMI自身の手による諸記録 (日記、回顧録、自伝など) が含まれる。たとえば19世紀後半期、マシュー・アーノルドなどのように政策決定にまでHMIが影響を深く及ぼした例がみられるように、これまでも著名なHMIによる公的な報告書類が多くの研究者によって解説、引用されている。<sup>12</sup>本論ではそれらのなか

でも比較的論及が少なかったものについて紹介するとともに概要を整理してみよう。

E. M. Sneyd—Kynnersley, *H. M. I. Some Passages in the Life of One of H. M. Inspectors of Schools*, Macmillan and Co., Limited St. Martin's Street, London, 1910

著者のキナーズリーはイギリス北西部地区のHMIとして1870年から実に30年余も活動した人物である。その間、1902年からはイングランド北西部地区主任視学官として任命されている。オックスフォード大学を経て29歳の若さでHMIに就いた。上記文献③で述べたように、巻末資料をみると当時のHMIの前歴として、おおむねオックスブリッジを卒業し30歳前後で任命されていることがわかるが、この著者もその例にもれず、HMIとして任命されたのはオックスフォードを経て古典の教鞭をとった後のことである。同書はロウ (Lowe R.) のいわゆる「出来高払い制度」導入から1870年の基礎教育法体制下を経験したHMIによる数少ない記録である。

第1章「始まり (The Beginning)」に回顧されるように、著者とHMIとの出会いは12歳のときであった。「全国を巡って子どもたちを観察したり試験したりする人物：つまり、いろいろなところへ旅行ができるうらやましい人」として幼い著者の内面に刻み込まれたHMI像により「いつか自分もHMIになってみたい」という思いを抱くようになったという。そして1854年「報告視学官 (Inspector of Returns)」<sup>13</sup>として活動をはじめ、担当地区の教育状況を把握する困難さや政府の思惑との相違に悩まされながらも「自由で開かれた (free and open)」態度をもって学校訪問を継続している。(p.13) このような苦労を重ねながらも単に視学官 (inspector) としてよりも「陛下に任命された、勅任の (Her Majesty's)」視学官であることを常に誇りにしていた旨の吐露がみられる。それらは彼が急に滞在することになった宿の対応にも読み取れる。「職を名乗るだけで警戒心を解き、過分のもてなしをしてくれたのだ。……勅任視学官が宿泊したということでその宿の格、名声があがり、料金も上がるのである。」と。(p.155) 一般に、視学官として任命されることは今日においても名誉なこととされているが、このあたりのくだりはきわめて興味深いものがある。しかしながらかれはこうした傾向には否定的な見方をしているのである。

一方で、かれ本人ではないのだが、学校訪問が歓迎されなかった経験も記される。担当地区での年1回の全体会合夕食会のおりに、次のような会話が記録されている。(p.162)

「あなたはまだ学校を査察されているのですか。まだ前と同じ地区のご担当ですか。私達の学校を担当されている方々のM氏、N氏の名前をご存知ですか。」

「いや、私は担当地区以外で仲間と会うことはないですよ。」

「それは残念ですね。あの方々の代わりに貴公が来られればよろしいのに。それはもう無愛想で、あらさがしばかりで、おまけにとでも実現できそうもないことばかり要求するのです。先月、何を言われたか、想像できますか。」

このような会話がイングランドを旅している間中、学校理事者達との間でも交わされたという。もとより、かれ自身に対する不満も数多く寄せられている。しかし著者によればそうした自身に対して向けられた不満もむしろ楽しむ材料であったと回顧し、査察後の報告書作成では試験に合格した児童生徒の数を正確に記入することが最も求められた仕事であったにしても有益な (helpful) 内容となるように腐心した記録も残されている。(p.223) このように、今日では悪名高い「出来高払い制度」のもとでの学校査察の実際において個性あふれるHMIが存在したことは看過できないことであろう

し、今日における素人の視学官 (layman inspector) の活動を考える際にも貴重な文献であるといえよう。

Abel J. Jones, *I was Privileged*, Cardiff Priory Press Ltd., 1943

同書は「私には特権が与えられた」というタイトルからもわかるように、著者が活動した時期のHMIの立場を端的に表した内容となっている。20世紀初頭は、文部省(1899年)、LEA(1902年)が設置されてHMIの活動が組織的にも内容的にも「安定化」した時期に当たる。前の時代の限定的な職務内容から大きく変容し、学校査察にも新しい手法が取り入れられるなど、HMI制度史上の転換期に相当する。著者は1910年1月にHMIとして任命されて以来、1938年5月までの28年間HMIとしての職務に従事した。これまで、大戦間におけるHMI制度の実態に関する研究の空白が認められる。前述したように1922年度の年次報告書において特集が組まれてはいるものの、それまでの制度史をスケッチしたものにはすぎない。この意味からも、これまでの研究では取り上げられてこなかった同書を概観することは、HMIの一事例でありながら当時の実態を考察することに有益な素材を提供してくれる。その内容も、28年間にわたって29冊もの日記に基づく克明な描写が豊富に盛り込まれるものである。以下、同書の内容で特徴的な部分を若干取り上げよう。

「着任して間もない頃、私はベテランのHMIに同伴し、午前8時半に宿を立ち、午後11時に戻るまで列車を乗り継ぎ、数マイルを歩き、もうついて行くのが精一杯という状況だった。…週末には気力をふりしぼって30種の報告書を書き上げた。」(p.63-4)と述懐するなど、当時のHMIが置かれた状況を知ることができる。当時は視学組織が一応の整備をみてHMIの階層制が定着してきつつあった。また、モラントによるHMIの粛清が行われた直後ということもあり、<sup>14</sup>HMIを取り巻く環境(行政効率の主張)が非常に厳しいものになっていたことが知られる。また、当時におけるHMIの状況のみならず、著者は数多くの教師についての記録を残している。たとえば1836年にカレッジを卒業した直後にRadnorshireのWhitton Schoolの校長として着任し、実に72年間にわたって学校経営にたずさわったデービース(Davies D R)との個人的関係に関する記述には興味深いものがある。<sup>15</sup>デービースの学校を査察した際に著者自らが児童に対して読み、書きの能力を測るための時間を設けた。結果、見事な教育効果に感嘆し、当該地区における優秀校として評価した。かれはデービースの校長としての力量を高く評価し、学校の教育方針の徹底がみられ児童も見事にそれに応えている要因を地域とのつながりや秩序の重視にあることを見出し、以後著者が手がける学校査察には「効果的实践例」として常に引き合いに出したという。一地方、一学校での実践を各地に伝播させていくHMIの機能の一端がうかがえよう。また、この時期には教科専門のHMIが置かれるようになり、従来から重視されてきた読み書き算の全般的水準のみならず、教科ごとの個別の実態把握が試みられるようになった。この意味からも学校経営から教科指導にいたるまでHMIが査察対象とし、有益な学校評価に腐心するようにいたった実践記録として本書は大きな示唆を与えるものといえよう。

Leonard Clark, *The Inspector Remembers - Diary of One of Her Majesty's Inspectors of Schools 1936-1970*, London, Dennis Dobson, 1976

書名からわかるように、同書は1936年から1970年までの34年間HMI職にあった筆者による日記形式の回顧録である。筆者は詩人でもあり、随所に深遠な表現を用いてひとりのHMIの活動を丹念に

追った好著である。筆者は1936年9月12日に視学官補 (assistant inspector of schools) として任命され、プリマス、サウスウエストデボン、ウエストライディング、ロンドン地区を担当して1970年8月31日に離職した。この時期のHMIの活動において重要なのは、単に中央省庁との連携の下で学校査察を実施しただけでなく、LEAとの密接な関係を保ちながら活動したことである。彼の場合、担当地区を所管するLEAスタッフと接触を保ちつつ、それぞれの学校の教師、児童生徒と多くの時間をともにし、特に内ロンドン地区の総合制中等学校 (comprehensive school) の創設に寄与したことで知られる。

彼の学校査察の態度は次のような文言に読み取れる。すなわち、  
「私は教育状況の改善に貢献してきたというような自負の態度を見せることはせずに、常に謙虚な態度は失わなかったつもりである。そして国家レベルでも地方レベルでも教育政策についての私自身の考えはどうあれ、たとえ私の考えに反して政治レベルで政策決定が行われた場合には、私は教育局に属する一行政官 (civil servant) としての任務遂行に従事してきた。」(p.11)  
こうした教育政策決定とは一線を画した活動が当時のHMIの活動の一端であり、必ずしも強制的態度で教師と接する姿はみられない。むしろ数多くの学校や教師と接することを通して見聞を広めることができる職ということを楽しんでいた傾向もみられるのである。

「(HMIの仕事は) 非常に疲れるが、生活できるだけの報酬は受け取ることができた。(学校査察の) 旅行では多くの教会や市場、古本屋を訪れることができたし、各地の景勝を楽しむことができた。イギリス鉄道やバスを利用し、自動車はあえて利用しなかった。徒歩を通してそれぞれの地の空気を感じることができ、時にはポニーに乗ってめぐることによって新しい発見もあった。」(p.11-2)

著者はイギリスの田舎で成長した経験があり、幼いころから小規模の学校が閉鎖されていく過程を体験している。同書のなかでは著者のいう「古い価値観や基準 (old values and standards)」が消えていく寂しさも随所で触れられている。大規模な学校 (monster schools) の登場の事実や実態についての記述はあるものの、教育政策の上でのこうした効率的学校の増加や規模の拡大傾向に関する是非にはあえて踏み込んでいない。また、このような著者の態度が一貫して流れている本書には、学校での会話も盛り込まれており、当時の学校査察の一面が鋭く描かれている。

## おわりに

以上、イギリス視学制度のうち勅任の視学官制度の歴史的変遷をたどるのに有益だと思われる文献および史料を紹介してきた。ダンフォードが著書の中でしばしば19世紀の実態に触れながら戦後の特質を明らかにしようとしているように、今日のニュー・パブリック・マネージメントの発想は160年余の歴史を刻んできたHMI制度のなかでしばしば看取されることであり、成果主義あるいは市場原理の導入といった今日の動向を形容する語に収斂しがちな傾向を今一度見直すべきではないかと思われる。この視点は本稿で取り上げた文献、史料を俯瞰すればおのずと明らかになる。

もとよりこれらの資料以外にも有益な示唆を得られるものも数多くみられる。共通していえることは、高度な専門性に由来するHMIの活動がきわめて個人的識見に裏付けられることが数多く見受けられること、さらに、いわゆる個人的なパートナーシップを尊重しつつも学校における教育活動の効率 (efficiency) の向上を図ることが意識されており、この点に関して教師も相当程度の留意を払っ



ていることなどから、本稿でとりあげた文献を通した歴史的変遷にみるHMIの性格が継承されていることはわが国における国および地方レベルの指導助言行政の在り方にも新しい視点を提供するものと思われる。平成12年12月の教育課程審議会答申では「学校の自主性・自律性の確立と校長の運営・経営責任の明確化に資する」ための学校評価導入の必要性がうたわれている。現時点では学校内部の自己点検・自己評価の枠内にとどまっているものの、<sup>1</sup> 今後は学校評議員制導入を契機として外部評価を含めた新しい学校評価システムの構築が<sup>2</sup> 目指されている。この意味において、既述のように160年余の伝統を有するイギリスの視学制度が示唆するものは大であろうし、本稿では触れなかったLEA指導主事の職務や活動の実態や意義について本格的考察を加えることもまた教育行政研究に関わる重要な課題であろう。

## 註

- 1 イギリスには主に政府が管轄する勅任視学官（Her Majesty's Inspector : HMI）の制度と、各地方教育当局が雇用するLEA視学の制度が存在する。今日のそれぞれの制度には現代の変容がみられ、その管轄形態や職務遂行の在り方が従前とは異なったものになっている。本稿ではこのうちHMIの制度を対象としている。
- 2 このような新しい学校査察が導入された直後の仕組みについては、拙稿、「イギリス教育行政における新学校査察システム導入の影響と課題～1992年教育法制定以降の今日的動向をめぐって～」宮崎女子短期大学紀要第22号、平成8年、で紹介している。また、最近の動向については、沖清豪、「イギリスにおける学校評価—第三者評価の位相—」文部省科学研究費補助金研究成果報告書「学校評価に関する実証的研究」（研究代表者 牧昌見）、平成11年3月、および同、「イギリスにおける学校の外部評価：視学制度の現状と課題」、日本学術振興会科学研究費補助金研究成果報告書「学校評価の促進条件に関する開発的研究」（研究代表者 木岡一明）、平成13年3月などが紹介している。
- 3 HMI制度に関するそれまでの歴史的史料としては、文部省の年次報告書（Annual Reports 1922—23, H.M.S.O）が存在する。
- 4 中等学校査察に関しては、Reports of the Board of Education for 1913—14 に特集が組まれており、同制度の進展の経緯について触れることができる。
- 5 研究課題は、「イギリス中等教育（カリキュラム）改革における一般教育と職業教育の結合と展開に関する研究」、（研究代表者 茨城大学教育学部教授 谷口琢男）である。資料集の発行は（I）が平成3年3月、（II）が平成4年3月である。
- 6 同報告書では当時のHMIに課せられた任務が膨大なものとなり、円滑な職務遂行の妨げとなっていること、そして組織的集中査察（full inspection）を実施するには程遠く、HMIによる個人的学校訪問もたとえ行えたとしてもわずかな時間しか割けないという実態が指摘されている。（Secondary School Examinations Council, Curriculum and Examinations in Secondary Schools (Norwood Report), HMSO, 1943. p.50）
- 7 レイナー報告の概要は文献⑥第10章で紹介されている。全訳は上記註5を参照のこと。また、同

報告の意義については拙稿、「イギリスにおける勅任視学官（HMI）の役割機能の現代の変容過程に関する一考察～教育行政上の独立性の確保とその実相をめぐって～」、日本教育行政学会年報第21号、1995年、を参照されたい。

- 8 なお、SCIは教育局の事務次官（Deputy Secretaries）と同格の地位とされる。
- 9 この集中査察は通常2～6名から成るHMIチームによって1週間をかけて行うものである。最終日に口頭で改善点を指摘し、後日文書で送付するといったように今日のプロセスと類似している。
- 10 1902年にLEAが設置されて以後の学校査察に関して、LEAが雇用する地方視学（local inspector）の役割を重要視してそれまでHMIが十分に果たし得なかった学校との直接的かつ継続的な連携を図ることの必要性を指摘した。これは今日の地方視学（adviserもしくはorganizerと称され、わが国のそれにあわせてしばしば指導主事と訳される）の活動の基盤となったといえる。
- 11 当時の教育科学大臣であったクラーク（Kenneth Clarke）が示した目標数である。もとより常任のHMIの数であり、それ以外にも民間から登用する非常勤の視学官も相当数存在する。
- 12 白石晃一、「19世紀英国の勅任視学官報告書問題―議会で審議と特別委員会（1864年）の調査報告を手がかりにして」、東京教育大学教育学部紀要第23巻、1977年、や拙稿、「イギリス勅任視学官の歴史的性格～教師との関係を中心に～」九州教育学会紀要第25巻、1998年などを参照されたい。
- 13 報告視学官（Inspector of Returns）とは正式名称ではなく、後の視学官補（Assistant Inspector）の任務に相当するものと思料される。具体的な内容としては、教育局から委託された質問への回答を作成することを柱とする。すなわち、著者が記したところによれば、教区内の人口はどのくらいか、教区内の学校にはどのような種類の学校がどれだけあるのか、教区外の学校への通学率はどのくらいか、などについて数的資料を作成する任務にあたった、という。（同書、p.5）
- 14 モラントによるHMIの粛清については、拙稿、「20世紀初頭における視学政策とその特質～教育行政との関わりを中心に～」『教育行政・政策の歴史的研究』、名和弘彦監修、ぎょうせい、平成3年、を参照されたい。
- 15 デービースは当時85歳であり、学校は70名の児童が在籍し、20名を若手教師、残りの50名をDavies自身が教鞭をとっていた、という。（p.86）また、かれと児童との会話も記録されている。たとえば「スペリングにミスがあった時にはどうすればよろしいか。」「すぐに辞書をひいて確かめ、そこで覚えることが大事です。」といったように、児童に対する教育指導の徹底が日常的になされていたことがうかがえるものとなっている。